

登記原因証明情報兼登記承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 大阪府茨木市
義務者 (乙)

(2) 不動産の表示

【所在】	茨木市		
【地番】	【地目】	【地積】	m ²

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 乙は、この土地について都市計画法第29条の許可を得た工事が完了した後、同法第36条第2項の規定による検査済証の交付を受けた。
- (2) 年 月 日、都市計画法第36条第3項の規定による公告がなされたため、翌日、都市計画法第40条第2項の規定により、この土地は甲へ帰属した。
- (3) よって、本件不動産の所有権は 年 月 日、乙から甲へ移転した。

3 登記承諾

乙は、上記に基づき、所有権移転登記をすることを承諾する。

年 月 日 大阪法務局北大阪支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません

権利者 住 所 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
氏 名 大阪府茨木市

茨木市長

印

義務者 住 所

氏 名

印